

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年8月26日（令和元年（行個）諮問第69号）

答申日：令和3年9月27日（令和3年度（行個）答申第76号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成31年特定日付けで、特定労働基準監督署長が、開示請求者の労働者災害補償保険給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月15日付け神個開第30-929号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とされた聴取書、報告書、意見書等に係る記述及び特定の法人からの報告内容については、不支給処分がどのような意見で判断されたのかを知るための極めて重要な項目であり、またこの法人が調査対象になったのかは、当然推測できる範囲である。

したがって、聴取先法人の印章やバーコード等の業務上で使用する事務的なもの、役職、個人名のみを不開示とすればよく、聴取記録本文については開示を強く求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成31年3月29日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人は

その取消しを求めて、令和元年5月20日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び同注1に掲げる文書1ないし文書37の各文書である。

### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書2①、5、10①、11①、13①、15①、16①、17、18①、19①、20、21①、22①、23①、28①及び30①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②、2②、4、10②、11②、13②、16②、18②、19②、21②及び22②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 文書1①、23②、28②、29①、30②及び37①は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであることから、当該部分が開示された場合、偽造により悪用されるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3、12、14、15②、23③、25、26、29②、30③、31ないし36及び37②は、特定事業場の業務内容に関する

る情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は、これが開示された場合、その内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

(ア) 文書1②、2②、4、10②、11②、13②、16②、18②、19②、21②及び22②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3、12、14、15②、23③、25、26、29②、30③、31ないし36及び37②は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該部分を開示した場合、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象保有個人情報のうち原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年8月26日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審議
- ④ 令和3年6月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）の記載から、「法人の印章やバーコード等の業務上で使用する事務的なもの」及び個人の「役職、個人名」については開示を求めているものと解される。このため、以下においては、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、これらに該当することが明らかな開示請求者以外の個人の職氏名（署名及び印影による氏名表記を含む。）、法人の印影並びに書類管理システム上の管理番号である英数字、URL及びQRコード（別表の3欄に掲げる部分）については、判断しない。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

##### ア 通番2（1）、通番3、通番16、通番17及び通番19

当該部分は、特定疾病の業務起因性の判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）、審査請求人の主治医の意見書及び神奈川県労働局地方労災医員協議会特定疾病等専門部会の意見書（以下「専門部会意見書」という。）の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容若しくはそれから推認できる内容であるか、又は事務的な記載であると認められる。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれに

も該当せず，開示すべきである。

イ 通番 2 (2)

当該部分は，調査復命書の「事業場内における当該労働者の位置づけ」の一部であり，特定監督署による聴取の被聴取者を示す記号部分である。

当該部分は，同じ行に記載されている被聴取者の職氏名と併せて見ると，法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法 15 条 2 項に基づく部分開示について検討すると，当該部分は個人識別部分には該当せず，さらに，当該部分を開示することにより明らかになるのは，派遣元事業場及び派遣先事業場（以下「両事業場」という。）の関係者が聴取を受けた事実のみであり，被聴取者を特定することはできない。このため，当該部分を開示しても，個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また，両事業場の関係者が聴取を受けた事実は，原処分において開示されている情報から推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であることから，当該部分を開示しても，労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法 14 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 通番 4，通番 22，通番 26，通番 28 及び通番 29

当該部分は，派遣元事業場の提出資料及び特定監督署作成の資料一覧中の資料名の記載の一部である。当該部分は，具体的には，資料一覧中の両事業場の名称並びに組織図に記載された派遣元事業場の審査請求人が所属する支店の担当地域，業務別社員数及び派遣社員数のほか，審査請求人の労災請求手続及び審査請求人が主張する雇用問題に関して同人が直接関与した手続に係る文書及び資料一覧に記載されたその文書名である。当該部分は，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため，当該部分は，これを開示しても，特定の事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

なお，当該部分のうち通番 26 及び通番 28 には審査請求人以外の個人の職氏名が含まれているが，これらは審査請求人自身の申立書及

び同人に送付された文書の一部であり、審査請求人が各文書の写しを保有していることは明らかであるから、個人の職氏名部分を含め、その全体を開示することが相当である。

エ 通番 5, 通番 7 及び通番 10

当該部分は、聴取書及び面接調査結果書に記載された被聴取者（被面接者）の職業（職名）の記載のうち両事業場の名称並びに聴取（面接）場所の記載である。

当該部分は、同じ文書に記載されている被聴取者（被面接者）の職氏名と併せて見ると、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番 6 及び通番 8

当該部分は、聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容の一部である。

当該部分は、各聴取書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条 7 号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番 13

当該部分は、診療録の調剤欄及び鑑査欄に押印された薬剤師の確認印のうち調剤済みの旨の文言及び日付である。

当該部分は、当該印影中の薬剤師の氏名と併せて見ると、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番 14, 通番 20, 通番 21 及び通番 24

当該部分は、審査請求人の主治医の意見書及び特定健康保険組合から特定監督署に対する資料の送付状の記載の一部並びに派遣元事業場の会社概要及び当該事業場と審査請求人の間の雇用契約書（兼）就業条件明示書に記載された資料番号である。当該部分は、事務的な記載にすぎないと認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 14 条 2 号該当性について

通番 5 及び通番 7 は、聴取書に記載された被聴取者の住所、生年月日及び年齢並びに指印（指印は通番 7 に限る。）である。

当該部分は、それぞれ一体として、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人を識別することができることとなる部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

通番 2, 通番 3, 通番 6, 通番 8, 通番 11, 通番 15, 通番 16 及び通番 18 は、調査復命書、医師の意見書、聴取書及び面接調査結果に記載された医師の意見及び関係者からの聴取内容の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、医師又は被聴取者が、労災保険給付請求者からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述、意見等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側のいずれか一方に不利になる申述、意見等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 3 号イ該当性について

通番 1 は、調査復命書の記載の一部であり、審査請求人の派遣元事

業場の労働者数及び業務別社員数並びに派遣先事業場の社員数及び派遣社員数である。これらは両事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、これらの事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

##### (ア) 通番14, 通番22及び通番23

当該部分は、医師の意見書及び派遣元事業場の組織図の記載の一部並びに派遣元事業場の本社と派遣先事業場との間の労働者派遣基本契約書である。当該部分は、具体的には、上記基本契約書の内容のほか、医師の意見の記載の一部並びに当該本社に属する派遣元事業場その他の支店等の担当地域、業務別社員数及び派遣社員数である。

当該部分は、両事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、これを開示すると、これらの事業場の内部事情が明らかとなり、各事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 通番4, 通番9, 通番12, 通番25, 通番27及び通番29

当該部分は、派遣元事業場の提出資料の一部並びに資料一覧中のそれに対応する資料名の記載である。これらの資料は、具体的には、審査請求人の労災申請及び審査請求人が提起した雇用問題に関連する争訟手続において派遣元事業場が特定監督署又は特定官署に提出した資料及びそこに記載された当該事業場の見解、当該官署から同事業場に送られた文書並びに派遣先事業場の部内の記録であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、これらの事業場を始めとする事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなど、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、



特定労働基準監督署長による労災保険給付に係る決定を不服として、神奈川県労働者災害補償保険審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、同審査官による決定がなされ、審査請求人に対して既に当該決定書の送付がなされているとのことである。

原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 諮問庁がなお不開示を維持している部分			3 2 欄のうち審査請求人が開示を求めない部分	4 2 欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法 1 4 条各号該当性	通番		
文書 1 調査結果復命書	① 2 頁労働者数, 2 7 頁数字不開示部分	3 号イ	1	—	—
	② 2 頁「事案の概要」欄不開示部分, 3 頁ないし 8 頁不開示部分, 1 0 頁ないし 2 5 頁不開示部分, 2 7 頁不開示部分 (①を除く。)	2 号, 7 号柱書き	2	個人の職氏名	(1) 5 頁 2 枠目 7 行目 3 1 文字目ないし 9 行目, 1 5 頁「認定事実」欄 4 行目 1 5 文字目ないし 5 行目, 1 9 頁 1 枠目項番 9, 2 0 頁項番 1 0 及び 1 2, 2 1 頁項番 1 0 及び 1 2, 2 3 頁項番 1 0 ないし 1 2, 2 5 頁 3 1 行目, 3 2 行目 (2) 2 7 頁不開示部分の 1 行目 1 文字目, 6 行目 5 文字目
文書 2 専門部会意見書	① 5 頁印影	2 号	—	全て	—
	② 2 頁ないし 5 頁不開示部分 (①を除く。)	2 号, 7 号柱書き	3	個人の職氏名	5 頁 2 行目, 3 行目
文書 3 資料一覽	1 頁 8 行目, 1 0 行目, 1 1 行目, 1 3 行目及び 1 4 行目不開示部分, 2 頁 1 1 行目, 1 3 行目及び 1 4 行目の不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	4	1 頁 8 行目 2 8 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 2 4 文字目ないし最終文字, 1 3 行目 2 4 文字目ないし最	1 頁 8 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 0 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目, 2 頁 1 3 行目, 1 4 行目

					終文字	
文書 4	休業補償給付支給請求書等	1頁医師署名及び印影	2号, 7号柱書き	—	全て	—
文書 5	関係資料①	1頁及び2頁氏名	2号	—	全て	—
文書 10	聴取書④	① 1頁「住所」, 「職業」, 「氏名」, 「生年月日」の各欄, 6行目不開示部分, 5頁16行目署名及び印影	2号	5	1頁「職業」欄12文字目, 13文字目, 氏名, 5頁16行目署名及び印影	1頁「職業」欄1文字目ないし11文字目, 6行目
		② 1頁8行目ないし5頁15行目不開示部分	2号, 7号柱書き	6	個人の職氏名及び印影	1頁14行目ないし23行目4文字目, 28文字目ないし最終文字, 2頁1行目1文字目ないし11文字目
文書 11	聴取書⑤	① 1頁「住所」, 「職業」, 「氏名」, 「生年月日」の各欄, 7行目及び8行目不開示部分, 6頁19行目署名及び指印	2号	7	1頁「職業」欄2行目, 氏名, 6頁19行目署名	1頁「職業」欄(1行目に限る。), 7行目, 8行目
		② 1頁9行目ないし6頁18行目不開示部分	2号, 7号柱書き	8	個人の職氏名	1頁15行目9文字目ないし16行目11文字目, 22行目1文字目ないし6文字目, 23行目8文字目ないし24行目, 2頁1行目1文字目ないし26文字目
文書 12	関係資料②	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	9	個人の職氏名	—
文書 13	面接調査結果について	① 1頁「面接場所」欄, 「面接者職氏名」欄	2号	10	面接者職氏名9文字目ない	面接場所, 面接者職氏名1文字目ないし8文字目

	て				し最終文字	
		② 1頁「面接結果」欄不開示部分	2号, 7号柱書き	1 1	個人の職氏名	—
文書 1 4	関係資料③	1頁及び2頁不開示部分	3号イ, 7号柱書き	1 2	各頁個人の職氏名	—
文書 1 5	意見書①	① 1頁, 5頁ないし8頁, 16頁ないし24頁及び29頁ないし39頁の不開示部分, 57頁記載者氏名, 58頁不開示部分, 59頁及び60頁の記載者氏名, 66頁, 68頁, 69頁, 80頁及び83頁ないし88頁の不開示部分, 94頁検査者氏名, 97頁及び99頁の看護師氏名, 100頁ないし104頁印影, 105頁及び106頁の看護師氏名, 107頁ないし109頁記入者氏名及び医師氏名, 110頁及び111頁の医師氏名, 112頁ないし118頁不開示部分, 120頁ないし122頁不開示部分, 123頁ないし133頁不開示部分, 135頁ないし139頁不開示部分, 141頁ないし164頁不開示部分, 166頁不開示部分, 172頁ないし176頁不開示部分, 179頁ないし182頁及び184	2号	1 3	各頁個人の氏名, 印影及び署名	1 1 3頁ないし1 1 7頁の調剤欄及び鑑査欄の印影の上二段部分

		頁ないし190頁の 不開示部分(②を除く。)				
		② 1頁不開示部分 (医師氏名及び印を除く。), URL (90頁ないし122頁), QRコード (92頁, 93頁, 96頁, 100頁ないし104頁及び107頁ないし111頁)	3号イ, 7号柱書き	14	各頁URL及びQRコード	1頁「依頼事項にかかる意見」欄項番9
文書 16	意見書 ①	① 1頁医師署名及び印影	2号	—	全て	—
	②	② 1頁不開示部分 (①を除く。)	2号, 7号柱書き	15	—	—
文書 17	意見書 ③	2頁医師印影	2号	—	全て	—
文書 18	意見書 ④	① 3頁医師印影	2号	—	全て	—
		② 3頁不開示部分 (①を除く。)	2号, 7号柱書き	16	—	項番10及び12
文書 19	意見書 ⑤	① 2頁医師署名及び印影	2号	—	全て	—
		② 2頁不開示部分 (①を除く。)	2号, 7号柱書き	17	—	全て
文書 20	意見書 ⑥	5頁検査者氏名	2号	—	全て	—
文書 21	意見書 ⑦	① 1頁医師署名及び印影	2号	—	全て	—
		② 1頁不開示部分 (①を除く。)	2号, 7号柱書き	18	—	—
文書 22	意見書 ⑧	① 2頁医師署名及び印影	2号	—	全て	—
		② 2頁不開示部分 (①を除く。)	2号, 7号柱書き	19	—	全て
文書 23	診療報酬明細書①	① 1頁組合担当者氏名	2号	—	全て	—
		② 1頁理事長印影, 3頁ないし105頁のうち奇数頁の組合印影	3号イ	—	全て	—
		③ 1頁不開示部分 (①及び②を除く。)	3号イ, 7号柱書き	20	—	全て

		く。)	き			
文書 25	会社概要	1 頁ないし 3 頁欄外英数字, 3 頁右上の記載	3 号イ, 7 号柱書き	2 1	1 頁ないし 3 頁欄外英数字	3 頁右上の記載
文書 26	組織図	不開示部分全て	3 号イ, 7 号柱書き	2 2	個人の職氏名, 欄外英数字	横浜支店 (派遣元事業場) の事業・人員構成欄 (数字を除く。)
文書 28	時間外労働・休日労働に関する協定届①	① 1 頁労働者代表者職氏名及び印影	2 号	—	全て	—
		② 1 頁事業場印影	3 号イ	—	全て	—
文書 29	就業規則変更届	① 1 頁事業場印影	3 号イ	—	全て	—
		② 2 頁ないし 1 9 頁欄外英数字	3 号イ, 7 号柱書き	—	全て	—
文書 30	時間外労働・休日労働に関する協定届②	① 1 頁労働者代表者職氏名及び印影	2 号	—	全て	—
		② 1 頁事業場印影	3 号イ	—	全て	—
		③ 1 頁英数字	3 号イ, 7 号柱書き	—	全て	—
文書 31	労働者派遣基本契約書	不開示部分全て	3 号イ, 7 号柱書き	2 3	派遣元及び派遣先事業場代表者の職氏名及び事業場印影	—
文書 32	雇用契約書 (兼) 就業条件明示書②	1 頁右上の記載, 1 頁ないし 1 2 頁欄外英数字	3 号イ, 7 号柱書き	2 4	各頁欄外英数字	1 頁右上の記載
文書 33	勤怠実績表等	1 頁事業場印影, 3 頁ないし 1 4 頁, 1 6 頁及び 1 7 頁の欄外英数字, 1 6 頁不開示部分 (欄外英数字を除く。)	3 号イ, 7 号柱書き	2 5	1 頁事業場印影, 各頁欄外英数字	—
文書	関係資	不開示部分全て	3 号イ,	2 6	—	全て (個人の職氏

34	料④		7号柱書き			名を含む。)
文書 35	関係資料⑤	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	27	個人の職 氏名	—
文書 36	関係資料⑥	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	28	—	全て(個人の職氏 名を含む。)
文書 37	関係資料⑦	① 1頁事業場印影 ② 1頁不開示部分 (①を除く。)	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—
				29	—	標題, 本文1行目 ないし2行目15 文字目, 31文字 目ないし最終文字

(注) 1 原処分における不開示部分を含まない以下の文書は、記載を省略した。

文書6 申立書, 文書7ないし文書9 聴取書①ないし聴取書③,  
文書24 診療報酬明細書②, 文書27 就業規則

2 通番10, 通番13, 通番21及び通番24については、2欄に掲げる部分から4欄に掲げる部分を除く部分の全てが審査請求人が開示を求めない部分に該当する。

3 2欄の該当箇所の記載方法を当審査会事務局において整理した。